

津市教科用図書調査研究委員会規約

(目的)

第1条 津市教科用図書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）は、津市教育委員会が、より適切かつ公正な教科用図書（以下「教科書」という）の採択を行うために設置する。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 津市教育委員会の教育長
- 二 津市教育委員会の委員1名
- 三 教育に関し見識を有する者
- 四 保護者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 会長は、教育長をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第4条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する副会長をあらかじめ指名する。

(庶務)

第5条 調査研究委員会の庶務は、津市教育委員会事務局において処理する。

(会議の運営)

第6条 調査研究委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、調査研究委員会の会議の議長となる。

3 調査研究委員会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、調査研究委員会の会議で定める。

第7条 調査研究委員会に、教科用図書の調査を行う調査員を置く。

2 調査員は、調査研究委員会が委嘱する。

3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査を行い、種目ごとに調査の結果を取りまとめた資料を作成し、調査研究委員会の会議に報告する。

第8条 調査研究委員会の会議の議事要旨及び前条第3項の資料については、教科書を採択した後、遅滞なく公表する。

第9条 調査研究委員会に要する費用は、津市教育委員会が負担する。

附則

この規約は、平成27年5月19日から施行する。

[備 考]

津市教科用図書調査研究委員会規約運用方針

- 1 第2条関係
 - ・調査研究委員会の委員の数は、7名程度とすること。
 - ・教育に関し見識を有する者、保護者は、津市教育委員会が任命又は委嘱する。
- 2 第3条関係
 - ・会長は、三重県教科用図書選定審議会の委員を兼ねないこと。
- 3 第8条関係
 - ・調査員の数は、種目ごとに、教科書の発行種類数を考慮して7名以内とし、簡素な組織とすること。
 - ・調査員は、各教科に専門的見識を有し、かつ、地域において指導的立場にある者とし、調査研究委員会が委嘱する。
- 4 第2条、第8条関係
 - ・調査研究委員会の委員及び調査員は、教科書の採択に直接利害関係を有しない者とする。